

令和7年度 PTA総会【書面開催】 議案書

【1】令和6年度 各委員会活動報告

【2】令和6年度 会計決算報告
令和6年度 会計監査報告

【3】令和7年度 役員立候補者

【4】令和7年度 行事計画

【5】令和7年度 会計予算案

【1】令和6年度 委員会活動報告

※今年度も12名の役員体制で全ての企画運営を行いました。

月	全体的行事
4	市交通安全街頭指導【安全委員会】 新役員役割決め会 PTA総会（書面開催）
5	市献血協議会【保健委員会】
6	市生徒指導研究集会
7	市交通安全会議【安全委員会】
8	
9	
10	運営委員会 中学校給食試食会参加【給食委員会】
11	運動会 はあとふるサタデー（模擬店運営）
12	
1	運営委員会
2	新委員選出 学年懇談会
3	

【2】令和6年度 決算報告・・・・・・・・・・・・・・・・次頁

【3】令和7年度 役員立候補者

役職名	氏 名	学年	
会長 (全社監事)			
紙媒体で ご確認ください。			
給食委員			
給食委員			
給食委員			

令和6年度 富田林市立新堂小学校PTA会計決算報告

【歳入の部】

(円)

項目	予算額	決算額	備 考
1. 会費収入	900,000	991,495	12ヶ月分
2. 雑収入	10	195	利子等
3. 繰越金	1,445,013	1,445,013	前年度繰越金
合計	2,345,023	2,436,703	

【歳出の部】

(円)

項目	予算額	項目	決算額	
I. PTA運営費	35,000	I. PTA運営費	28,860	
会費	5,000	会費	0	来年度繰越
II. 本部活動費				
III. 委員会活動費				
IV. 慶弔費				
V. 教育振興費				
VI. 修繕補助費				
VII. 予備費				
合計				

紙媒体で
ご確認ください。

以上、報告い

令和6年度の決算
すべて厳正、か

【４】令和７年度 行事計画

12名の役員体制で全ての企画運営をします。

校内行事や地域行事、市PTA活動その他必要な場合、会員の皆様にご協力お願いします。

月	全体的行事
4	新役員役割決め会 PTA総会（書面開催）
5	
6	市献血協議会【保健委員会】
7	市交通安全会議総会【安全委員会】
8	
9	
10	給食試食会【給食委員会】 市交通安全会議【安全委員会】
11	運動会 はあとふるサタデー 市献血協議会【保健委員会】
12	
1	市PTA大会
2	新委員選出 学年懇談会
3	エプロン・カーテン補修【給食委員会】

【５】令和７年度 会計予算案 次頁

令和7年度 富田林市立新堂小学校PTA会計予算案

【歳入の部】

(円)

項目	予算額	備 考
1. 会費収入	900,000	12ヶ月分
2. 雑収入	10	利子等
3. 繰越金	1,579,650	前年度繰越金
合計	2,479,660	

【歳出の部】

(円)

項目	予算額	
I. PTA運営費	35,000	
会議費	5,000	来客用湯茶
需要費	30,000	PTA活動保険料
II. 本部活動費	150,000	
活動費	145,000	入学式・卒業式祝い品、式花、はあとふるサタデー
研修費	5,000	教育講演会、研修会
III. 委員会活動費	30,000	
IV. 慶弔費	50,000	見舞金
V. 教育振興費	500,000	教育費補助
VI. 修繕補助費	250,000	学校施設、事務機等の修理補助費等
VII. 予備費	1,464,660	
合計	2,479,660	

〈備考〉

本予算内においてやむを得ない事情がある場合には、項目を流用することができるものとする。

令和7年5月1日

富田林市立新堂小学校PTA

新堂小学校PTA規約

第 1 章 名 称 及 び 事 務 所

第 1 条 この会は、富田林市立新堂小学校PTAといい、事務所を新堂小学校におく。

設立年月日：昭和48年7月8日

所在地：富田林市若松町四丁目 5 番 4 号

第 2 章 目 的 お よ び 活 動

第 2 条 この会は、父母またはこれに代わる者（以下「保護者」という）と、教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. PTA活動を通して、研修し、教養を高める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を高める。
3. 児童の生活環境をよくする。
4. 学校の教育条件の整備に協力する。
5. その他、この会の目的達成のため必要な活動をする。

第 3 章 会 員

第 4 条 この会の会員はつぎのとおりである。

1. この学校に在学する児童の保護者
2. この学校の教職員

第 5 条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 6 条 この会の会員はすべて会費を納める義務を有する。

第 4 章 経 理

第 7 条 この会の経費は、会費・寄附金およびその他の収入によって支弁される。

第 8 条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 9 条 この会の経費は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第 5 章 役 員

第11条 この会の役員は、次のとおりである。

会長 1名 副会長 2名（書記・会計監査を兼ねる）

（他 書記教職員1） 会計2名（保護者1、教職員1）

役員は、他の委員を兼ねることができない。

第12条 役員は、総会において選出される。

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、同じ役員の職については、原則として再任を妨げない。役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。

第 6 章 総 会

第14条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第15条 総会の定足数は全会員の5分の1とする。総会の議事は出席者の過半数で決する。

第16条 総会は、年1回年度初めに開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第 7 章 運 営 委 員 会

第17条 運営委員会は、役員、校長・教頭をもって構成し、会の運営をはかる。ただし、会長が必要と認めた場合、前記以外会員を招集することができる。

第18条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第 8 章 細 則

第19条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第20条 運営委員会が、細則を制定、または改廃した場合は、その結果を総会において報告する。

第 9 章 改 正

第21条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。

付 則

この規約は、昭和48年7月8日より施行する。

昭和61年1月26日一部改正

平成元年4月27日一部改正

平成3年5月2日一部改正

平成5年5月11日一部改正

平成13年4月24日一部改正

平成28年4月21日一部改正

令和3年4月21日一部改正

細 則

第 1 章 会 員

第 1 条 この会の趣旨に賛同する者は、この会の特別会員になることができる。

第 2 章 会 費

第 2 条 この会の会費は、次の基準による。ただし、特別の事情のあるときは、会費を減免することができる。

1. 1 家庭あたり 月額 350 円
2. 特別会員の会費は、 一口 350 円とする。

第 3 章 役 員 の 選 出 と 就 任

第 3 条 役員の選出および就任は、次のとおり行われる。

1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査候補者は、原則として、学年委員の互選とする。場合によっては、会長候補者選出については、学年委員以外からも選出することができる。その時、役員が指名委員会の任務に当たる。
2. 書記・会計候補者の内 1 名は、教職員の中より選出する。
3. 役員候補者は、第 1 項によってなされる場合も、第 2 項の場合も、その氏名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。
4. 役員は総会の日より就任する。
5. 会長に欠員を生じたときは、副会長が合議して 1 名が昇格する。任期は、前任者の残任期間とする。
6. 会長以外の役員に欠員の生じたときは、役員会がこれを補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 役 員 の 任 務

第 4 条 役員の任務は、次のとおりである。

1. 会 長 この会を代表し、会務を総理する。総会および運営委員会の議長となり、すべての委員会または集会の報告を受け
る。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行す
る。
3. 書 記 すべての会合の活動状況を記録し、各会合の通知を発送す
る。

会長の指示に従って庶務を行う。

4. 会 計 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、この会の財産を管理すると共に、会計簿は、いつでも、会員の閲覧に供する一方、会計監査委員の監査をうけて会員に報告する。
5. 会計監査 この会の経理を監査するため2名の会計監査委員を置く。会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行うことができる。

第 5 章 運 営 委 員 会 の 任 務

第5条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

1. 総会において議決された事項を処理する。
2. 役員会・運営委員会において立案された事業計画の審議検討
3. 総会に提出する年間事業計画・予算・規約改正案等の審議・決算・会務等の報告事項の審議
4. 必要あるとき、特別委員会を設けることができる。
5. その他、この会の運営に必要な事項を審議し処理する。

第6条 運営委員会は、必要に応じて随時開催する。

第 6 章 常 置 委 員 会

第7条 この会の活動に必要な事項に関する年間事業計画を実施するため、次の常置委員会を置く。常置委員会の数は、運営委員会の議決により増減することができる。

1. 安全委員会 この会は、児童の生活の安全確保のため、交通安全対策、危険地域の改善などを促進する。
2. 保健委員会 この会は、児童の健やかな成長のため、健康や衛生について促進する。
3. 給食委員会 この会は、児童の給食の安全のため、衛生について促進する。

第8条 常置委員会には、学年委員が互選により所属する。

第 7 章 学 年 委 員 会

第9条 学年委員会は、学年・学級活動の推進を図るとともに、保護者と教職員、保護者相互間の連絡・調整をする。

第10条 学年委員は各学年より選出する。

第 8 章 会 合

第11条 この会の主なる会合は、次のとおりである。

1. 総 会 毎年4月に開く。
2. 臨 時 総 会 会長または、運営委員会の決議ならびに会員の10分の1以上の要求によって開き、定足数は、総会に準ずる。
3. 役 員 会 随時開催することができる。
4. 運 営 委 員 会 定足数は過半数とする。
5. 常 置 委 員 会 各委員長は、必要ある時学校との協議により招集する。
6. 学年委員会・学年集会 学年委員は、各学級担任と協議の上、随時開くことができる。

会合は、必要に応じて、2以上合同して招集することかでき、上記以外の会合については上記に準ずる。各会合の議事は、出席者の過半数で決する。役員・校長・教頭は、本条によるすべての会合に出席して意見をのべることができる。

第 12 章 個人情報取扱

第16条 この会の個人情報の取扱いに関し、必要な要領を、この細則及び規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第 13 章 改 正

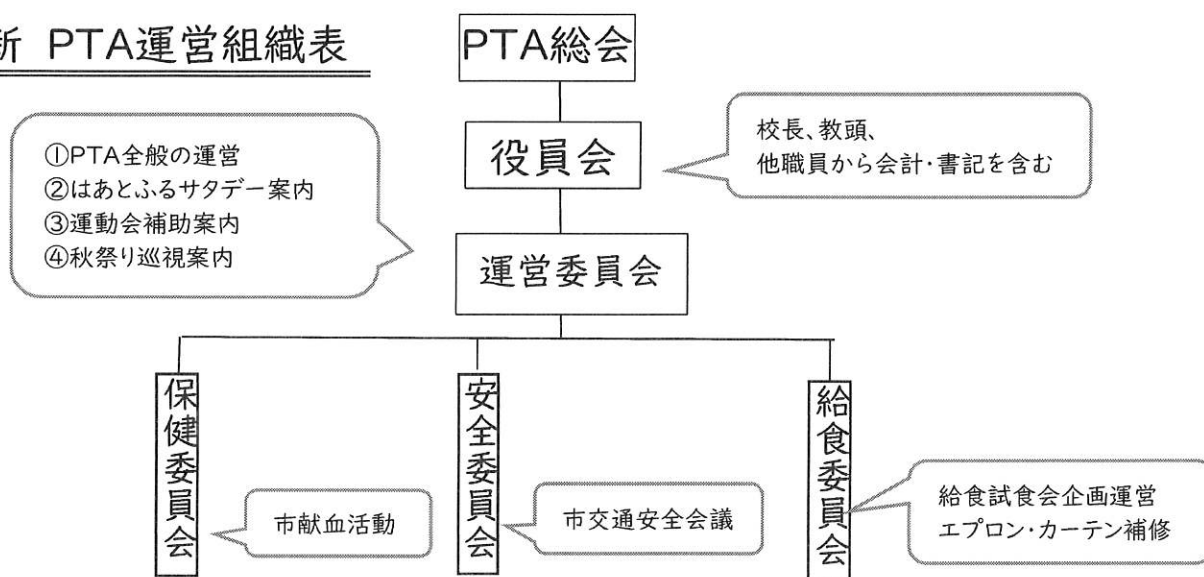
第17条 この細則は、運営委員会において、出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができる。改正の結果は、総会に報告しなければならない。ただし、第2章の改正については、規約の改正に準ずる。

付 記

この細則は、昭和48年7月8日一部改正
昭和41年5月2日一部改正
昭和41年8月13日一部改正
昭和42年1月23日一部改正
昭和42年2月22日一部改正
昭和49年4月1日一部改正
昭和50年5月22日一部改正
昭和55年1月16日一部改正
昭和55年6月23日一部改正
昭和59年1月27日一部改正
昭和61年1月26日一部改正
平成元年3月14日一部改正
平成3年3月15日一部改正
平成4年5月1日一部改正
平成5年3月12日一部改正
平成12年3月4日一部改正
平成13年1月20日一部改正
平成17年3月3日一部改正
平成28年3月10日一部改正
平成29年1月16日一部改正
平成29年12月13日一部改正
平成31年1月29日一部改正
令和元年12月16日一部改正
令和3年5月1日一部改正
令和6年4月26日一部改正

この細則は図示すると次のとおりとなる。

新 PTA運営組織表



運営委員	本部役員	会長、会計監査	1名
		副会長、書記	1名
		副会長、会計監査	1名
		会計	1名
	保健委員		2名
	安全委員		2名
	給食委員		4名
	計（6 学年×2 名）		12名

※運営委員は、学年から2名選出する

※会長は学年委員以外からも選出できる

富田林市立新堂小学校 P T A 個人情報取扱要領

(目的)

第1条 富田林市立新堂小学校 P T A (以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、P T A会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとの、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名

- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（研修）

第 16 条 本会は、P T A 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）

第 18 条 本会の「富田林市立新堂学校 P T A 個人情報取扱要領」は、運営委員会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により、改正することができる。改正の結果は、総会に報告しなければならない。

付記

本要領は、平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日より施行する。

PTA慶弔内規

新堂小 P T A

第 1 条 この規定は、富田林市立新堂小学校 P T A 役員・会員・学校教職員・及び児童の慶弔に関して規定する。

第 2 条 P T A 役員、会員の慶弔に関しては、次の通りとする。

1. 会長および役員・運営委員が退任の際には、感謝状を贈る。
2. 会員が特別な表彰を受けた場合は、そのつど運営委員会で協議して決定する。
3. 弔事について規定を次のようする。
 - イ. 香儀 5, 000円と櫛一對とする。
 - ロ. 全役員に通知する。
 - ハ. 役員・当該地区委員・教職員代表が通夜に参列する。
 - ニ. P T A 代表・教職員代表・児童代表（ただし当該学級全員）が告別式に参列する。

第 3 条 児童の慶弔については、次の通りとする。

1. 児童が特別な表彰を受けた場合は、1, 000円に相当する品を贈り、祝意を表する。
2. 児童死亡の場合、香儀10, 000円と櫛一對とする。（ただし学校管理下死亡の時は供花一對を加える。）
 - * 学校教職員の代表（兼 P T A 代表）・当該学級担任は通夜に参列する。
 - * P T A 代表・教職員代表・当該学級担任・児童代表・当該学級児童全員告別式に参列する。
3. 児童が傷病のため 2 週間以上引き続き入院した場合は、3, 000円程度の見舞いをする。

第 4 条 学校教職員の慶弔については、次の通りとする。

1. 教職員が結婚出産の場合（配偶者の出産を含む）は次の金品を贈り祝意を表する。

イ. 結婚の場合	3, 000円
ロ. 出産の場合	3, 000円

2. 教職員が公の機関より表彰を受けた場合は個人団体を問わず
3,000円相当の記念品を贈り祝意を表する。
3. 教職員の弔事については第2条の3による会員の規定に準ずる。
ただし、両親・配偶者・子も含む。
4. 教職員が傷病のため2週間以上引き続き入院した場合は、3,000円
程度の見舞いをする。

第 5 条 その他、必要な時には、役員会で協議する。